

「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料
支援事業補助金」に関する質疑応答集

令和7年7月改訂版

山 口 県

<お問い合わせ先>

産業労働部経営金融課 金融支援班

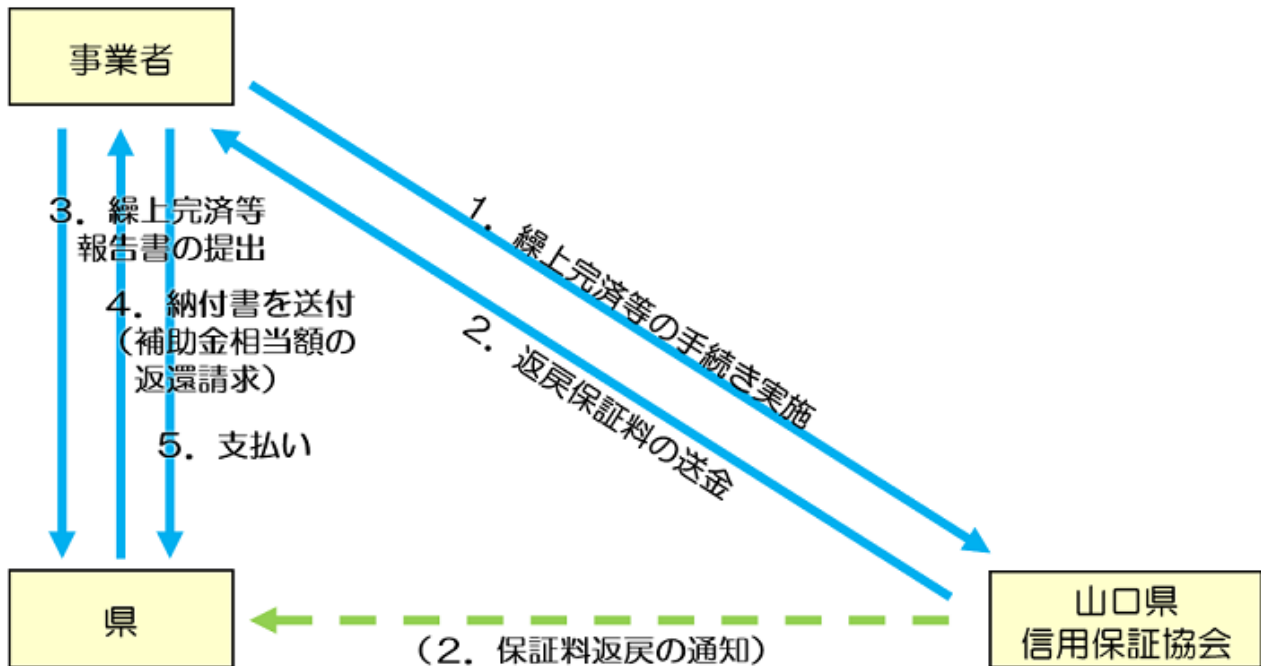
TEL (083)933-3188 FAX (083)933-3209

1 新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業により、追加の保証料について補助金の交付を受けたが、その後、繰上完済等の事由により返戻保証料を受領した場合はどのような手続きが必要か。

様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」の提出が必要です。

報告書記載内容に基づき返還金額を算定し、後日、納付書により返還いただきます。

<返戻保証料発生時の流れ>



2 様式第2号「山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書」を提出しなかった場合はどうなるか。

信用保証協会から事業者には保証料が返戻された場合、信用保証協会から県に通知があるため、該当する事業者には、県から報告書の提出を依頼します。

3 繰上完済等による報告様式の記載例について。

様式第2号（第7条関係）

令和〇年〇月〇日

山口県知事 様

住 所 ○○○○○○○○○○
事業者名（屋号） **株式会社**○○○○○
代表者名 **代表取締役** ○○○○
電 話 ○○○-○○-○○○
担当者名 **総務課**
所属部署 ○○○○

山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金に係る繰上完済等報告書

令和〇年〇月〇日付け指令令〇経営金融第〇〇-〇〇号による補助金の交付決定及び額の確定に基づき交付された標記補助金について、山口県信用保証協会から保証料の返戻を受けたので、山口県新型コロナウイルス感染症対応資金信用保証料支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 返戻保証料に係る補助金相当額について

①保証番号	○○○○○○○○○○○
②返戻保証料発生事由（繰上完済等）の日付	令和〇年〇月〇日
③②に係る返戻保証料の額	50,000 円
④標記補助金に係る交付額 （R3. 4. 1～R6. 12. 31 条件変更実行分） ※1	30,000 円
⑤条件変更実行後の追加保証料（累計額） ※2	60,000 円
⑥新型コロナウイルス感染症対応資金の 当初保証料（事業者負担分） ※3	200,000 円
⑦返戻保証料のうち補助金相当額 （③×④／（⑤+⑥）） ※4	5,769 円

※1 標記補助金に係る交付額のうち、県への既返還額は除く。

※2 ④標記補助金の交付額を含む。

ただし、条件変更実行後の追加保証料のうち、既返戻保証料は除く。

※3 事業者に当初保証料の負担が発生するのは、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実行時において、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた法人又は小規模でない個人事業主かつ売上高等の減少割合が前年同月比▲5%以上▲15%未満の場合。

※4 1円未満切り捨て

2 添付書類

山口県信用保証協会から返戻された保証料の金額が確認できる書類の写し